

# 北海道道州制特別区域計画の変更（骨子）

## 1 計画変更の趣旨

- 道州制特区は、道州制を展望して、国から道への権限移譲等を先行的・モデル的に積み重ね、北海道の特性を踏まえた住民サービスの充実や経済の活性化等につなげるものです。
- 道州制特区を推進するため、道では、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（「道州制特区推進法」）（平成18年法律第116号）に基づき、権限の移譲等について国に提案を行っています。
- このうち、平成19年12月に提案した水道法に基づく監督権限の移譲については、平成20年3月に国の道州制推進本部において提案を実現するための措置が認められ、国が策定する道州制特別区域基本方針の変更が閣議決定されたことを踏まえ、国において関係政令の改正が行われる見込みです。
- この北海道道州制特別区域計画の変更は、今回の国の措置が適用されるようにするために、道州制特区推進法に基づき平成19年に道が策定した当該計画に必要な事項を当該計画に追加しようとするものです。

## 2 計画変更の概要

- 北海道道州制特別区域計画の変更の概要は、次のとおりです。
  - 1 「2 北海道が実施する広域的施策の内容」に次の趣旨の項目を追加する。

- 本道における水道水の安全と安定供給を確保すること。
  - 2 「3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等」に次の趣旨の項目を追加する。

- 給水人口5万人を超える水道事業及び一日最大給水量が2万5千 $\text{m}^3$ を超える水道用水供給事業は国、それ以下は道とに分かれている指導・監督権限について、道内における水道事業等の指導監督は全て道が行うことができるようになることにより、迅速できめ細かな指導監督を行い、水道水の安全性の確保と安定した供給に資すること。

## 参考：道の提案と国の対応の内容

道の提案内容（平成19年12月19日提出）

### 【提案項目】

水道法に基づく監督権限の移譲

### 【提案内容】

給水人口5万人を超える水道事業及び一日最大給水量が2万5千 $\text{m}^3$ を超える水道用水供給事業は国、それ以下は道に分かれている指導・監督権限について全て道に移譲し、道内における水道事業等の指導監督は全て道が行うことができるようにする。

国の対応（平成20年3月21日閣議決定）

### 【道州制特別区域基本方針の変更（追加）内容】

特定広域団体が水道法の規定による水道事業及び水道用水供給事業の認可等の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成21年4月1日より前である場合には、平成21年4月1日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が当該事務を行うことができるよう、平成20年度中のできるだけ早期に法令を改正する。

※ 上記の法令改正については、内閣府において「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する法令案」を作成し、平成20年4月23日から平成20年5月22日までの間、パブリックコメントを実施したところ（資料1『「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）について』参照）であり、当該政令は、平成20年度中に改正される見込みである。

「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 20 年 4 月 23 日  
内閣府道州制特区担当室

「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で御意見を募集いたします。

記

1. 意見募集対象

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

2. 意見提出要領

(1) 意見募集期限

平成 20 年 5 月 22 日（木）17 時 ※郵送の場合は同日消印有効

(2) 意見の提出方法

次の様式により、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で、(3)の提出先へ日本語にて提出願います。なお、電話での意見提出はお受けし兼ねますので、あらかじめ御了承ください。

(注意事項)

- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

<意見提出様式>

宛先：内閣府道州制特区担当室

件名：道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案への意見

住所：

氏名（会社名/部署名/担当者名）：

職業：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見内容：（該当箇所を明記の上、できる限り簡潔に御記載ください。）

(3) 意見提出先

内閣府 道州制特区担当室 あて

① 郵送の場合 〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1

② ファクシミリの場合 FAX番号：03-3878-9897

③ 電子メールの場合 g.doshu001@cao.go.jp

(ファイルをテキスト形式にして送付してください。)

※ 郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案への意見」と記載してください。

4. 資料の入手方法

資料は、次により入手可能です。

(1) 電子政府の総合窓口

(2) 内閣府ホームページのパブリックコメント欄

(3) 内閣府道州制特区担当室において配布

5. 添付資料

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

(お問い合わせ先)

内閣府 道州制特区担当室

担当者：有本、遠藤

電話：03-5253-2111 (内線 45261)

03-3581-0971 (直通)

「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令  
の一部を改正する政令案」について

平成 20 年 4 月 23 日  
内閣府道州制特区担当室

1. 趣旨

水道法施行令の特例を追加すること等を内容とする、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）の一部を改正する政令案について、行政手続法第 6 章（意見公募手続等）の規定に基づき、御意見を募集するものである。

2. 内容

（1）水道法施行令の特例について

現行制度上、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による水道事業及び水道用水供給事業に対する認可等の処分その他の行為に関して、都道府県知事が行うことのできるこれらの事務の対象となる事業は、計画給水人口が 5 万人以下の水道事業<sup>(\*)</sup>及び 1 日最大給水量が 2 万 5 千 m<sup>3</sup>以下の水道用水供給事業とされているところ、特定広域団体が改正後の令第 2 条第 1 項の道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、特定広域団体の知事が行うことのできるこれらの事務の対象となる事業について、計画給水人口が 250 万人以下の水道事業及び 1 日最大給水量が 125 万 m<sup>3</sup>以下の水道用水供給事業とすることとする。

(\*) 地下水等のみを水源とする水道事業に関する事務については、計画給水人口の規模にかかわらず、すべて都道府県知事が行うこととされている。

（2）経過措置について

改正後の令第 2 条第 1 項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域において、公告の日前に水道法施行令第 14 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項に規定する水道法の規定により厚生労働大臣がした認可等の処分その他の行為についての経過措置及び特定広域団体が改正後の令第 2 条第 1 項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合についての経過措置を定める。

3. 施行期日

この政令は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。

# 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案(水道法施行令の特例の追加)について

＜概要＞ 現行制度上、水道事業及び水道用水供給事業に対する認可等の事務に関して、都道府県知事がこれらの事務を行う際の対象となる事業は、計画給水人口が5万人以下の水道事業<sup>(\*)1</sup>及び1日最大給水量が2万5千m<sup>3</sup>以下の水道用水供給事業に限定されている。<sup>(\*)1</sup>地下水等のみを水源とする水道事業に関する事務については、計画給水人口の規模にかかわらず、すべて都道府県知事が行うこととされている。

今般、道州制特別区域における広域行政の一層の推進を図るため、当該事務の対象となる事業を、道州制特別区域においては250万人以下及び125万m<sup>3</sup>以下の事業に拡大する旨の水道法施行令の特例を道州制特区推進法施行令に追加する。

現行制度

	国(厚生労働省)	都道府県
【水道事業】 計画給水人口	5万人を超える事業 <sup>(*)2</sup>	5万人以下の事業 <sup>(*)3</sup>
【水道用水供給事業】 一日最大供給量	2万5千m <sup>3</sup> を超える事業	2万5千m <sup>3</sup> 以下の事業

政令の特例措置  
(特定広域団体への権限移譲)

＜水道法に基づく認可等の事務＞

- ・事業の認可(変更認可)等
- ・改善指示等
- ・給水停止命令
- ・報告の徴収及び立入検査 など

政令案

	国 (厚生労働省)	特定広域団体(北海道)
【水道事業】 計画給水人口	250万人を超える事業 <sup>(*)2</sup>	250万人以下の事業 <sup>(*)3</sup>
【水道用水供給事業】 一日最大供給量	125万m <sup>3</sup> を超える事業	125万m <sup>3</sup> 以下の事業

<sup>(\*)2</sup> 河川の流水を水源とする等の事業に限る。

<sup>(\*)3</sup> 地下水等のみを水源とする事業に関する事務については、計画給水人口の規模にかかわらず、知事が行う。